生活の困りごとをいっしょに考えます 1人で悩まずに、まずはご相談ください

たとえば、そんなそとで困っていませんか?

お金のこと

- 家計の状況で悩んでいる
- 家賃や電気やガスなどの公共料金を滞納している
- 一時的に生活に必要な 資金を借りたい
- 借金の返済が大変だ

など



健康のこと

- こころの病気で働けなくなった
- 重い病気になってしまった
- 入院費用の支払い など将来が不安だ



仕事のこと

- 理由もなく解雇された
- 働く意欲はあるけれど、自信がない
- 仕事が続かない
- 就職活動は何から始めればよいかわからない

なと



生活のこと

- ひきこもりがちの家族のことで相談したい
- 社会参加したいが、どうすればよいのかわからない
- 周囲に頼る人が いない



まずは、生活支援窓口へ

- ・相談支援員があなたの悩みに寄り添って、どうしたらよいか一緒に考えていきます。複雑・深刻化する前に来所またはお電話で、お気軽にご相談ください。 (来所が難しい場合はまずお電話ください。必要に応じて相談支援員が訪問いたします。)
- 生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。



甲賀市役所 生活支援課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話 0748-69-2158 FAX 0748-63-4085

E-Mail koka10253025@city.koka.lg.jp

みなさんの自立した暮らしをサポートします

相談支援の流れ

1 生活上の問題・悩みを確認・整理します

生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。現在の状況と課題を一緒に整理します。



2 一緒に解決策(プラン)を考えます

あなたの意見を尊重しながら、具体的な目標や問題の解決に 向けたプランを一緒に考えます。



3 解決に向けた支援を行います

必要な情報の提供、必要なサービスや支援機関を紹介します。 支援プランに基づいて、支援します。 また、必要に応じ、生活困窮者向けの支援メニューもご利用





解決に向けた支援メニュー



住居確保給付金の支給

いただけます。

離職などで住居を失った方、失 うおそれのある方に就職に向け た活動を条件に期限つきで家賃 相当額を支給します(収入等要 件があります)。

家計改善支援事業

家計状況と課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、家計の改善を支援します。

子どもの学習支援

学習の支援をはじめ、生活 習慣を身につけることや居 場所づくりなど必要な支援 を行います。

一時生活支援事業

住まいを持たない方に一定期間 宿泊場所を提供します。(収入等 要件があります)

就労準備支援事業

「社会とのかかわりに不安がある」、「他の人とコミュニケーション がうまくとれない」など、直ちに就労が難しい方に一般就労に向け た支援や就労体験等の提供を行います。

4 継続した支援を行います

定期的に状況を確認し、必要な支援を継続します。 困りごとが解決した後も安定した生活を維持できるようサポートします。

